

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（伊方発電所第3号機の設計及び工事計画認可申請（A型及びB型燃料体））【4】」
2. 日時：令和5年1月12日（木）10時00分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、中川上席安全審査官、鈴木主任安全審査官、
伊藤安全審査官

四国電力株式会社：

原子力部 燃料技術グループリーダー※ 他4名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 伊方発電所3号機 燃料体（17行17列ウラン燃料集合体（A型、B型））設計及び工事計画変更認可申請に係る審査でのコメント等管理表
- ・資料2 伊方発電所3号機燃料体（17行17列ウラン燃料集合体（A型、B型））に係る設計及び工事計画認可申請について
- ・資料3 伊方発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請（17行17列A型燃料集合体（ウラン燃料））補足説明資料
- ・資料4 伊方発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請（17行17列B型燃料集合体（ウラン燃料））補足説明資料
- ・資料5 伊方発電所第3号機燃料体に係る設計及び工事計画認可申請（17行17列A型燃料集合体（ウラン燃料））申請書の修正方針について
- ・資料6 伊方発電所第3号機燃料体に係る設計及び工事計画認可申請（17行17列B型燃料集合体（ウラン燃料））申請書の修正方針について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい、季節をイトウですそれでは伊方の燃料体設工認の第4回ですかね、ヒアリングを開始したいと思います。
0:00:14	投資資料はいつ、1から6まで、提出してもらっていますし、
0:00:23	資料1のコメント管理表。
0:00:27	の順に順番に質問していきたいと思いますが、
0:00:34	何カー
0:00:37	先に説明しておきたいようなことはございますか、四国電力側。
0:00:44	四国電力の嶋本です。こちらから特に能勢前もって説明させていただくことはございません。はい。よろしくお願いします。
0:00:54	はい規制庁と同列ありがとうございますそれではコメントリストに沿って進めていきます。
0:01:01	それでは
0:01:03	ナンバー12のところですね季節に独特人の日付を書いていたところでこちらは拝承です。
0:01:13	No.13に行きたいと思います。上部の0歳バラのところですね。
0:01:21	ですねちょっとここは
0:01:25	やっぱりちょっとなかなか日本語を読んでも、わかりづらいようなところがあって、ちょっと確認をさせていただきたいんですけども。
0:01:35	末、
0:01:39	等、
0:01:41	今回資料3と4の最後に加えてもらいましたけれども、
0:01:47	つまず、0タイ装荷時に、
0:01:52	上から、
0:01:55	押さえつけられて、わずかに塑性変形が生じるというふうに書いてあるんですけどもちょっとこのわずかに、
0:02:04	ていうところの意味合いなんですけれども。
0:02:09	確かこの
0:02:11	押さえばねっていたバネが4枚ぐらい重なったかなと思うんですけど、これあの、ええと4、4枚がこれ一体となっていて、
0:02:23	何とか全体として塑性変形しているっていうそういうとらえ方でいいんでしょうか。
0:02:38	四国電力の嶋本です。この上部ノズル押さえるパレーなんですけれども、その湯4、4枚が一体になっているものではなくてですねそれぞれ独立しています。その地方で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:53	それぞれ抑えばねがありまして、独立していると、それぞれが同じように押されて、同じように塑性変形お預かりするということになります。
0:03:04	以上です。ありがとうございます。すいません4名と申し上げたのは4方向ある、それぞれについての話で、ちょっと認識が間違っていたら教えて欲しいんですけど。
0:03:17	度とかを見ると細長いものが四つ重なっているように見えるんですよ。この話なんですけど、この、
0:03:27	四つとも塑性変形している。
0:03:31	でしょうか。
0:03:33	あ、ごめんなさいパワポで言うんですね資料2でいうと、最後のページ。
0:03:39	どっかだとわかりやすいと思うんですけど。
0:03:45	図の9の上のところ、1枚だけ1枚あって、ちょっと間があいて三枚重なっているように見えるんですが、
0:03:55	はい、いかがですか。
0:04:04	四国電力川元です。えーとですねそれぞれのバネがどの程度の割合でそう前掲するかっていう情報は、
0:04:16	現時点で持ち合わせていないんですけども、この上宮の上載ばねというのは、
0:04:23	4枚の板バネを重ね合わせて全体として、機能を発揮するものでして、その上部のゾロ抑えばねを0タイソーセージ二相かがちゃんと装荷して、
0:04:34	全体として、若干の塑性変形が残ると、つまり4枚重ね合わせた状態で、下ちゃんと塑性変形をさしてですね。
0:04:45	仮イソダと力を開放すると、完全に元のサイズには戻らないと、いうふうな状況になります。
0:04:53	従いましてご質問、
0:04:57	に対して完全に来たルー答えでないということは承知してるんですけども答えとしては全体として、若干の線が残るというふうな、
0:05:09	状況になります。以上です。
0:05:13	はい。はい。
0:05:14	わかりました。はい。前4枚一体としてというイメージということで、送致しますと、
0:05:24	それですね、
0:05:31	そう。そうするとですね
0:05:34	まあまあ、わずかにというルーわずかにってというのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:39	何か、どのぐらいだったらわずかっていえるんですかねっていうところなんですけどそれって、何か目安みたいなのってあるんですか。
0:05:55	はい。四国電力河本ですわずかに塑性変形というのはですね
0:06:02	上部の0 裁判メインが、
0:06:07	必要とすると上部の0 裁判に対して、必要とされる機能を発揮スルー機能に対してですねほとんど影響与えないという意味でわずかにというふうな記載をしております。
0:06:20	具体的にはですね
0:06:25	装荷時にですね燃料集合体を下側に抑え付け入ると。
0:06:31	いうふうな、
0:06:32	抑えつけて燃料集合体が動かないようにするという機能に対して、
0:06:39	0 タイ層整備に若干変形してもですね本来総会には、きちんと、
0:06:45	バネがつつあるというかですね隙間がことはなく、バネが追随してですね集合体を押さえつけますし、ポンポンオーバー水路時においても、
0:06:57	A型燃料であれば浮き上がりませんし、B型燃料であっても、キャリアするんですけれども線形しないというふうな機能を発揮しております。
0:07:07	上部の道路裁判名がひとつされる機能は、0 タイ装荷時に若干総選挙したとしても、
0:07:14	実現できてるわけですのでそのような機能影響はないという意味で、
0:07:19	お預かり線形しているというふうな表現を用いております。以上です。
0:07:26	はい、伊勢通です。内容は承知しました。
0:07:31	それで
0:07:35	それでここ
0:07:37	湯
0:07:37	ている、
0:07:43	補足説明資料の方の1パラ目で、
0:07:47	荷重が弾性限界荷重を超えるため塑性変形が生じていると。
0:07:54	書いてあって、コメントリストの方だと、
0:07:59	B型について設計弾性限界ばね力以内であるとあって、すいませんちょっと言葉の
0:08:09	関係なんですけど、弾性限界荷重と設計弾性限界ばね力っていうのは別物なんですかね。
0:08:27	はい。四国電力川元です。
0:08:32	基本的に意味は同じです。書き方。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:37	まずですね補足説明書に書いてる弾性限界荷重というのは、データ上の話であって、コメントリストに書いている。
0:08:46	すげえ弾性限界ばね力以内だりというふうな記載については木場水道の話を書いております。
0:08:54	なぜ記載を変えてるかといいますと、
0:08:58	コメントリストに書いてる括弧書きで書いている設計弾性限界パネル以内でアライというふうな記載についてはですねB型設備からそのまま持ってきております。
0:09:11	衛藤設認の記載をそのまま機、
0:09:14	転記したものですので書き方は、言葉はちょっと違ってしまっているんですけども基本的に、
0:09:23	場面出せ限界ないか、以上かという観点で言えば全く同じ意味。
0:09:30	の言葉になります。以上です。
0:09:33	なるほど。同じ意味で、
0:09:37	0 タイ時と御対峙で数字が違う。
0:09:46	いるってということですか。
0:09:48	そうすると、
0:09:50	トレー耐震。
0:09:55	土肥。
0:09:56	0 タイ時に塑性変形して
0:10:25	はいすいません。まずですね結構
0:10:32	コメント管理表の
0:10:34	ところで書いてある、設認の記載等、
0:10:37	設工認の今回の記載が同義となるっていうところは、結構大事な情報だと思っていて、これコメントRIS
0:10:48	甲斐管理票じゃなくて、補足説明資料の方に書いてもらいたいなと思っています。それが一つと後、今ご説明があったように何か 0 タイ時と、
0:11:01	温帯時と
0:11:04	何だ、違っているというか
0:11:11	その前に、弾性限界荷重と設計弾性限界ばね力は同じものを指しているという説明もですけど、ちょっと統一的な説明が欲しいかなと思って、
0:11:21	います。ここまでのところ、
0:11:25	よろしいですか。ちょっと補足説明資料の方で追加してもらいたいんですけども。
0:11:38	電力カワモトです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:43	まず、1、1 点目のご指摘なんですけれども、
0:11:48	トビアス施設の記載と今回の設工認の記載が通りであるということ、
0:11:59	B型の補足説明資料、
0:12:01	に記載すると。
0:12:06	ということなんですけれども。であれば、
0:12:09	説明資料の、
0:12:16	今回提示させてもらった資料のですね資料 4 の中
0:12:19	次に、補足説明資料の、
0:12:23	5 というのを、
0:12:37	つけているんですけれども、その後ろの添付 4 として上部の 0 裁判の 挙動についてというページをつけてます。そこに設認との記載の整合性 についても、
0:12:48	きちんと説明を記載するという、いうふうなイメージを持っているんです けれども、すみません、ページ数としてはどこの辺ですか。
0:12:59	失礼しました右下ページでいうと 85 になります。蜂須賀。はい。はい。 そうですね図、ここに書いてもらって、
0:13:02	構わないかなとは思いますがはい。
0:13:05	承知しました。
0:13:07	そのように対応させていただきます。
0:13:25	記載する内容としてはせずに設工認の記載が同義であるということと、 あと、設計限界弾性バネ力と書いているものが、設工認の説明でいう、 弾性限界荷重等、同義であるというふうな説明をし、
0:13:29	したいと思います。
0:13:37	あと、例題飛んだ時の違いについてなんですけれども、こちらについて は、
0:14:03	右下ページ 85 ページの記載で読み取れるかなと思ってなんですけれど もし不足してる譲歩がおっしゃるというのであれば指摘いただきたい んですけれども、その点いかがでしょうか。
0:14:43	すいませんちょっとちょっとお待ちください。
0:14:57	瀬戸イトウです。そうですねやっぱりここだけ見る等、何か 0 タイ時で弾 性限界荷重を超えていると書いてあって、
0:15:02	個別管理表から引っ張ってきた方だと、温帯時だと。
0:15:05	背弾性限界荷重。
0:15:05	以内であるっていう説明になるわけですよ。すみません。多分専門家 の方に当たり前のことだとは思いますが、これ要するに

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:15	弾性限界荷重っていうのが、0 タイと本体で違っているっていうこと。
0:15:22	が前提になってると思うんですけどそれをちょっとわかるように書いてもらうことってできますか。
0:15:54	或いはちょっと今の私の理解が間違っているようであれば教えてください。
0:16:10	すいません四国電力の嶋本です。今の伊藤さんが、ご懸念というか今の資料で不足している。
0:16:20	ものとしては、
0:16:23	衛藤御体操onタイG2 その熱膨張差で城下ブーの炉心盤間の距離が広がる、広がりますので、その時に
0:16:36	弾性限界荷重超えてたものが、その下回るようになると、その下回るっていう、
0:16:46	ことが、この資料には今記載されていないので、
0:16:50	わからないと、そこを追加すればいいのかなと思ったんですけどもその認識でよろしいでしょうか。SOA、すいませんあれですか、弾性限界荷重自体は別に温度が低くても高くても変わらないっていうことですか。
0:17:07	四国電力河本です。すいません先ほどちょっとミズタになってて発言できませんでした。失礼しました。ご認識の通りです。
0:17:16	0 タイ人選挙が進行したと宣言してしまっって温帯磯線形がしないというのはですね上下部炉心盤の距離が0 タイは狭くて温帯が広いというふうな、
0:17:29	理由になります。その理由についてはですね 85 ページアノホソタニ資料、資料 4 の 85 ページ目の添付 4 のですね、
0:17:41	文章中に書いておまして、
0:17:43	第 2 段落目の一番最後の文章に書いております。ただし上下部炉心盤間距離が広がっているため、上部の 0 裁判の変位は上手に、②よりも小さく、塑性変形は進行しないというふうに書いております。
0:17:57	当社線形が同じ進行しないという理由はですね上下部炉心盤間距離が広がっているためという理由によりますので、この文章中でも説明はできてるのかなと考えております。
0:18:11	衛藤。このような説明になるんですけども。はい、衛藤イトウです説明はわかったつもりでおりますけど塑性変形は進行しないっていうだけだと、弾性限界荷重。
0:18:24	よりも小さくなってるっていうことはわからないですよ。
0:18:30	違いますかね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:34	相手は。
0:18:36	四国電力河本です同義ではあるん。
0:18:41	同義ではあります。ただ、そうですね資料には書いてないです。
0:18:48	弾性限界以内であればスズキが進行しないということはイコールであるとはいえるんですけども、そこまで資料には書いてないという、
0:18:58	状況になります。
0:19:00	以上です。ありがとうございます規制庁イトウです。すみません私の理解だと弾性限界荷重をある程度超えて、
0:19:07	弾性変形、塑性変形が生じていると。丸さんの御タイ装荷時の時には広がるのでえっと、
0:19:18	荷重がちょっと小さくなって、
0:19:21	るというのはわかる、わかりますんで、
0:19:27	率先変化を変更しないと進行しないっていうだけだと、荷重が小さくなって、弾性限界荷重より、
0:19:36	よりも小さくなってんのかそれともそこまで、
0:19:39	小さくなっていないのかがわかんないのかなって思ったってということなんですけど、
0:19:44	伝わってますかね。
0:19:51	投資航空電力カワモトです。弾性限、
0:19:57	そこら辺、
0:20:01	え一つとですね若干塑性変形する等その場でとして
0:20:07	弾性限界荷重というのはちょっと強くなります。
0:20:14	従ってですね、ちょっと強くなりまして、その荷重をさらにNEIMAに対して荷重をかけてですねその荷重を超えてしまうとさらにその辺が進行します。
0:20:26	逆にちょっと強くなって弾性限界よりも低い荷重を掛けるとバネワダンセイキですので、マニワモードに戻ります。
0:20:37	従いまして弾性限界荷重ってというのはバネが塑性変形すると。
0:20:43	少し体力が上がるというような言い方をするんですけども、
0:20:50	ちょっと変わり得る、強くなるという、
0:20:54	ものになります。
0:20:55	従いましてその状態でのバネーに対して弾性限界を超えてるか超えないかっていうのは、線形するかしないかということで判断できますので、
0:21:07	両者は同義であるというふうに考えております。以上です。
0:21:11	室長イトウすみません塑性変形は進行しないってというのは、塑性変形。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:19	はしてるけど、
0:21:21	それ以上にはならないってことだと理解してたんですけど何か、進行するしないが、塑性変形するしないと同じ。
0:21:29	説明のように聞こえたんですけどそういうことなんですか。
0:21:34	四国電力はまずご懸念の趣旨。わかりました。ここで言う祖先が進行しないというのはですね0タイ時2総選挙した塑性変形が温帯人になって、
0:21:48	祖先が進行しないというふうな趣旨で書いております。
0:21:54	温度だけにフォーカスしますと、すでにそう宣言したバネに対して、グッと荷重をかけまして、弾性限界を超える等、
0:22:04	ちょっと線形するんですけどけれども、
0:22:08	仮に総選挙する等、0タイ2と線形した測線からさらに塑性変形が進みますので、仮にそうなると選果進行するというふうな言い方になります。
0:22:21	逆に説明図に書いてるように本体装荷時にはパネル腔は小さくなりますので、
0:22:32	連帯装荷時に、祖先木下祖先形。
0:22:37	すいません、江藤本田宗梶井には選果しませんのでそれはすなわち
0:22:44	=0タイ装荷時に、若干塑性変形した祖先系は、
0:22:48	進行しないというふうな言い方になります。
0:22:52	従いましてアノonタイ総括だけフォーカスすると扇形するしないというふうな話になりますし、データ移送梶井の若干の線形まで含めると、
0:23:02	保線県は進行する進行しないというふうな言葉遣いになります。
0:23:09	北川市で
0:23:12	進行するしないという言い方闘争点検するしないという言い方はですね考慮する。
0:23:20	タイムスケールというか、データ移送家事も含めて考えるか、それから温帯ソウカ人だけにフォーカスして考えるかというふうな違いによるものであって、
0:23:30	物理的な場た何か差異があるというふうなことではありません。以上です。
0:23:48	規制庁鈴木です。ちょっと何か、イトウとのやりとりのところで最初の問いと、最後に何か話してるところまでが何かだんだんずれてきてて、
0:23:58	最終的に何を資料に入れたらいいのかっていうところの議論がぼけちゃった気がするんですけど。
0:24:06	まず最初に井藤が言ったのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:10	紙今日の資料4の、
0:24:14	最終ページですね。
0:24:18	これちょっと、
0:24:20	ページ数が二つついてて、どっちが正しいのかよくわかんないんですけど。
0:24:25	右下で85ページですね。
0:24:29	この1段落目のところの話はこれ0タイ時の020タイ宗梶野。
0:24:38	話をしているそのときのエーット一板バネの弾性限界荷重。
0:24:46	これを、板バネの変形。
0:24:50	したときに、かかる荷重が超えているので、わずかに変形組成塑性変形すると。
0:24:58	いうふうに書いてあるんですけど、一方で、資料1のナンバー13の回答のところ、
0:25:05	の2段落目また書きのところの、
0:25:08	具体的には設計弾性限界ばね力以内でありと。
0:25:13	いうところはこれは、④のポンプオーバースピードg。
0:25:18	の時の、
0:25:19	に見るべき弾性限界荷重の話を、
0:25:24	していて、そこは途中の説明では、同一ではないと。
0:25:30	いう話をされているので、
0:25:33	その
0:25:36	現象のサーバーを表現する時に、
0:25:39	弾性限界荷重を超えるか超えないかっていう観点で資料4の右下85ページの1段落目の、
0:25:49	弾性限界荷重の話と、2段落目で言ってる塑性変形は進行しないというところで、
0:25:56	登場してくる弾性限界荷重っていうのは違うのであれば、違うということをやちゃんと明確に、
0:26:02	ここで同じ表現で書いていただいた方がわかりやすいのでそうして欲しいということをイトウがまず最初に言いました。
0:26:12	ここまでのいいですか。
0:26:17	はい。四国電力加茂です。承知。はい、承知しております。
0:26:23	はい。規制庁鈴木です。そう。そういうことで、表現を、
0:26:28	物理的に表現するのであれば、同じ。
0:26:33	側面で同じようを使って、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:37	同じ用語を使ったとしてもその定義が違ふのであれば定義が違ふことを明確にした上で、
0:26:42	表現して欲しい。で、その結果として、創成変形が進行しないんだっていうことであれば、
0:26:49	そういうふうを書いて欲しいと、そういうことです。
0:26:54	よろしいでしょうか。
0:27:03	はい。四国電力加茂です。
0:27:06	はい。了解し、承知しました。コメントリストの 13 番、ナンバー13 軒さ、はい。
0:27:15	と、資料 4 の右下 85 ページの添付 4 の、
0:27:20	記載について
0:27:23	と同じものを指してるのであれば、要は同じにして、違ふものを指しているならばその点について説明。
0:27:31	するというふうな、
0:27:33	理解をしました。
0:27:35	はい。以上ですはい規制庁スズキですその上でですね、もう一度資料 4 の、
0:27:39	右下 8 上下、5 ページの 2 段落目の最後の、
0:27:43	下りただし書きで、塑性変形は進行しないってところなんですけど。
0:27:49	五行んに塑性変形は進行しないって話が生んでいるのかちょっとよくわかんなくて、
0:27:57	私は資料 1 の、
0:28:00	No.13 の回答のところで書いてあるまた書きは、
0:28:04	ポンプオーバースピードg。
0:28:06	の話だと思ってその時に浮き上がりが生じたとしても、
0:28:11	上部ノズル労災バネーにかかる荷重は、
0:28:15	その時に見るべき弾性限界荷重を超えないので、
0:28:21	超えない、従って塑性変形は進行しないっていうところがあるんですけど、
0:28:26	②から③に行ったときに塑性変形を進行しないってわざわざ何かこれ書く必要が、何のためにあるのかちょっとよくわかってないんですけども。
0:28:37	今回、そう調整変形は進行しないということを、
0:28:43	説明したというところはポンプオーバースピード時の話だけじゃなくて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:50	③のところも何か共同計算として説明しなきゃいけないからこう書いてあるんですかね。
0:29:14	はい。四国電力嘉門ですご指摘の通りですね選挙進行するしないっていうのはポンプ場スピードGの議論ですのでオンタンG、
0:29:24	ミアノ線形進行しないという会っていうふうに書いてるのは
0:29:28	集落省略可能な表現になります。なぜ書いてるのかといいますとあくまでマネーの挙動についてイメージ。
0:29:39	を持ちやすくするために、ただし書きで追記したものでして
0:29:47	誤解を招くような表現であれば省略することも全く問題ないと考えております。以上です。
0:29:53	規制庁杉下文、これだと誤解して、本来ここで言いたいのは、
0:30:01	浄化部、炉心間距離が本タイ装荷時にはこれ、
0:30:08	広がってきて、それで、
0:30:12	②の0タイ宗加治新居変形しているばね、
0:30:20	認証してる荷重が低下して、
0:30:23	②の時に弾性限界、火事を超えている状態だったん。
0:30:29	状態が丸さんの御体操火事になると。
0:30:34	同じ弾性限界荷重なのかどうかわかりませんがまず少なくとも弾性限界荷重を下回ってくる。
0:30:42	ということをお願いしてことですよ。
0:30:45	そのただし書きで書いてるところは、
0:30:49	はい。四国電力川元です。ご理解いただいた通りです。以上です。はい、規制庁数字だからそこは多分、ただし書きの書き方は、
0:30:58	非常に誤解を招く書き方で、言いたいのは単純に弾性限界荷重以下に、③の時にはなっている状態です。つまり弾性変形してる状態。
0:31:10	いんの。
0:31:11	になっていますということをお願いただけだと思いますので、その辺は正確に書いていただけますか。
0:31:22	四国電力浜本です承知しましたここの記載については弾性荷重、
0:31:28	に関する記載に改めたいと思います。以上です。
0:31:32	規制庁鈴木です。その上でもう少しですね。
0:31:35	この2段落目、要するに②の0タイ宗鍛冶から丸さんの御タイ装荷時に、
0:31:42	んなるまでの子、この時のその板バネの
0:31:49	に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:50	生じている現象がちょっとよくわからなくてですねまず、
0:31:54	丸井のときに、0 タイ装荷時に、上からぐっと押さえつけたときに、
0:32:00	まず、バネの形としては、4 点ありますけども、いっぺんの場でのことで見ると、一遍のバネっていうのは、
0:32:10	もともと閉の時に曲げ確保された板波根井が逆への時の形に積み重ねられて、
0:32:18	装着されている状態でここに、
0:32:22	上、
0:32:23	から上部の炉心版を下ろしてくると。
0:32:30	上部ノズルを抑えばねの
0:32:35	作用点のところに、グーツと炉心支持盤が上から乗っかってくる。
0:32:41	状態になりますとそうすると、板バネの挙動としては、
0:32:46	逆変動時の上の上面が引張応力が生じて、下面が圧縮応力が生じるような変形を、
0:32:54	していくと、いうことだと思いますので、
0:32:57	このときに、
0:32:59	板波にかかる荷重が弾性限界荷重を超えるってところが、
0:33:05	上が引っ張りの応力がかかるところだとすると、降伏応力を超えて、
0:33:12	そこんところが、結晶構造が、
0:33:16	崩れてしまって、そこんところは、
0:33:20	永久変形になるのかどうかちょっとよくわかんないですけど、もう変形が残ってしまうと、一方そうじゃないところが、板バネの厚さ方向に対して大部分があるので、
0:33:32	最終的にその部分で、
0:33:37	元に復元しようとする力が残っているということをまず言いたいのかなっていうふうに思ったんですけど、そういう理解でよろしいですか。
0:34:07	はい。四国電力、川元です。そうですね。はい。絵の具いい、いいです。すいませんこの資料上ではですねマニワ 1、
0:34:22	2 人として線形するかしないかというふうな議論をしてるんですけども、
0:34:27	鳥羽出野部材を詳細に見るとですね、確かはり構造のものを上から押さえつけると上面には引張荷重、下側には圧縮荷重をかかりまして、
0:34:40	すいません詳細というか確定的な情報は持ち合わせないんですけども、この場で想像するに、そういった構造の場合に対しては上から押さ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	えつけて線形が若干残るといふような状況に対しては上面の引張荷重のところに、
0:34:57	研究変形が残るといふような状況になるのではないかと考えております。以上です。
0:35:05	規制庁鈴木ですまずそういうことで、この
0:35:09	わずかに変形が残るところを、
0:35:15	何か説明が何か、
0:35:17	よくわからなくてこのまず一段落目のところでいうと普通に、
0:35:21	ばねの、要するに教科書的な話を、
0:35:26	です。読んでしまうと、バネにかかった荷重が、
0:35:30	弾性限界荷重超えちゃったらもうこれ永久変形しちゃって戻れないよねって普通なんか思っちゃうんじゃないかなと思うので、何かもう少しその辺を、
0:35:43	少しだけ変形し、
0:35:47	その荷重を減らんば
0:35:50	開放すると。
0:35:52	わずかに変形が残ってるけど大体元の形に戻るんですみたいなところの説明をまず、
0:36:02	一段落目のところで、もう少しせ、詳細に説明をして、
0:36:07	いただければ多分2段落目のところで、③に移行したときに、
0:36:13	弾性限界荷重の中に戻ってくるんですっていうところが、わかるかなっていう気がするんですけど、いかがですかね。
0:36:31	はい。しょう。承知しました
0:36:37	ご理解の通りですねバネが祖先下わずかに専決するというのは仮の話でいうと、100変形させて、力を開放すると99戻ると、で、
0:36:50	残りの1が、汚染が残るといふようなイメージになります。そういった趣旨のことを1段落目に追記したいと思います。以上です。
0:37:01	はい。規制庁鈴木ですお願いしますそれでそうすれば2段落目のところも、
0:37:07	もう少しこう表現をうまいこと、今、一段落目のところで書いたようなところに引き続いて、うまいこと書いてくれれば、
0:37:16	丸さんの御タイ装荷時で、上下部炉心盤間距離が、
0:37:24	広がった時に、弾性限界荷重以下になって弾性変形の状態が維持されているっていうところが理解できると思うので、そのように、うまいことつなげて書いてくださいよろしくお願いします。私からは以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:49	と、
0:37:50	よろしいですかねじゃ、今のところはお願ひしますんで、さてちょっと日本語。
0:37:56	繋がりで言うと
0:37:59	この8ページと85ページの頭にパラメて、3行目です。2、2行目から3行目にかけて、
0:38:09	燃料が上、
0:38:12	料還付、新伴間距離よりも長いつて書いてあるんですけど、
0:38:19	なんていうか、実際に長くなってるわけじゃなくて、何て言うんですかね要するに
0:38:27	押さえつけての取り去って元に戻ったときの長さが、
0:38:31	炉心盤間距離よりも長いつていうことだと思ひますけどそういう理解でいいですか。
0:38:40	はい。被告電力カワモトですご認識の通りアノ力を取り去って開放した状態の長さが、上下部炉心盤が距離も長いというふうな理解で、
0:38:51	間違ひないです。以上です。
0:38:54	はいわかりました。
0:38:58	それで、ちなみになんですけどもこの弾性限界荷重を超えるっていうところはすいませんなんか、
0:39:09	当教科書的な言い方で言うと、降伏応力を超えているけど、
0:39:18	何だっけ、引張強さ
0:39:20	やっぱりそうです。
0:39:24	最大引張応力までは行ってないっていうそういう状態。
0:39:38	徹底化。
0:39:41	すいませんちょっとお待ちください。
0:40:28	あ、すいません規制庁イトウでちょっと今の質問は、の取り消しでお願ひします。で、
0:40:33	0
0:40:35	先ほど鈴木審査官から言ったように
0:40:40	それぞれの
0:40:45	それぞれの時点での状態というか、どういう応力が働いてるかっていうところも含めて説明を書いてもらえればと。
0:40:54	規制庁規制庁スズキでちょっとつけ足しておくと、
0:40:57	資料4の右下85ページの1段落目のところの表現私先ほど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:03	板バネの上限側の引張応力んところについてその交付効力との関係の話をしましたけど、
0:41:13	変形が、
0:41:15	変形してしまうところがその引っ張りなのか圧縮なのか私はどっちなのかは理解していないので、
0:41:21	そこは事実確認をした上で、正しい現象を、
0:41:26	表現できるように、
0:41:29	書いてください。
0:41:30	よろしくお願いします。
0:41:36	四国電力河本です。板波Dのどの部分に永久変形が残るかに、
0:41:44	関しても、正しい記載を確認して、コメンすいません、資料4について、無料にしたいと思います。以上です。
0:41:54	はい。社長イトウですありがとうございます。
0:41:56	それで、ちょっとこれ、
0:41:59	はい。
0:42:01	ちょっとこのところ最後、私から最後なんですけど
0:42:06	B型の記載を、設認から今回の設工認で変えている理由って、
0:42:13	何か事前に過去のヒアリングで聞いたような気がしてきてこれは、形に合わせ、
0:42:20	るっていうそういう観点での変更でしたっけ。
0:42:25	はい。四国電力加茂です。ご認識の通り形に合わ北井合わせたものになります。以上です。はい、わかりました。
0:42:35	はい。閉局でございます。1点先ほどやりとりを踏まえて、一つ伺いたいことがあります。行説明、先ほど説明の中で、上部ノズルを裁判所に期待する機能として、燃料イシタニ押さえつけて動かないようにすると。
0:42:51	ふうなご説明があったと思います。一方資料4の④番のポンプオーバースピード時見ますと若干これが浮かび上がるということで、塑性変形は進行しないということではありますけども、
0:43:03	この浮き上がるっていうこと。
0:43:05	によって先ほど上部のオノ栽培に期待する機能であるところの、動かないするっていう部分が、果たして達成できるのかどうかという若干ちょっと疑問がありまして、
0:43:15	要するに横から応力が働いてがたついたりするがないのかどうかその辺りって、いかがでしょうか追加の説明をお願いできればと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:31	四国電力加茂です。ポンプオーバースピードGというのは神崎異常な過渡変化Gの事象であります。その場合にですね確かに浮き上がりはするんですけども
0:43:43	位置決めピンが安島氏、
0:43:49	情報のズルーに刺さってましてその品から外れることはありませんので、浮き上がって
0:43:56	横にガタガタするというふうなことにはならない。
0:44:01	んな、なりません。以上です。はい。規制庁の奥です。ありがとうございます。先ほどおっしゃっていた品っていうのはこれは燃料体を貫くようにPPが上、上限とってるとそういう理解でよろしいでしょうか。
0:44:16	漆原。
0:44:19	はい。四国電力河本です。貫くような品というわけではなくて下部の図に下部の順番に入れてルーティンがありまして下部ノズルに、それと看護するようなナガエてましてそこに
0:44:33	とか、看護して、位置決めをしているというふうな品になります。以上です。はい。規制庁の奥です。了解しました。ありがとうございます。
0:44:47	はい。すいません奥です。失礼しました。先ほどご説明今、いただいている資料の中にはない部分かと思いますので、補足説明書に追加の記載をいただけるとありがたいと思います。よろしく願います。
0:45:03	四国電力川本です。いたしました。浮き上がりのピンで位置決めをされているというふうな趣旨の説明を追加したいと思います。以上です。
0:45:17	はい。規制庁伊藤ですそれではご対応お願いします。ちょっとコメントのナンバー13が長くなってしまいました以上です。
0:45:26	それ、
0:45:27	では次にいきたいと思います。こっからコメントのナンバー14について、
0:45:35	こちら条文整理フローのところ、
0:45:41	ご回答いただけてますと。それで、すいませんちょっとまず書き方の問題なんですけど、
0:45:51	前回1枚ペラで条文整理フロー、これが最新ですよという形で出してあってその記載が適合していることが説明できない条文っていうふうにありますと、
0:46:04	で来結論としては
0:46:08	それは採用しませんというふうになっていてそれが
0:46:15	だから、元記載の通りっていうのは、
0:46:22	前回の1枚ペラじゃなくて

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:26	今書いてあるやつですというそういう説明ですよ。
0:46:35	四国電力の嶋本です。すいませんこの元記載っていうのは、この資料、前回の11月25日の資料5のフローを指しております。
0:46:49	以上です。
0:46:51	あ、ごめんなさい今、資料5の資料5。
0:46:54	っていうのは1枚ペラの話ですか。
0:47:00	四国電力嶋本です。はい。その通りです。
0:47:04	ごめんなさい下へ、適合していることが説明できない条文という書き方を、にしますということですか。
0:47:31	阿曾すいません何で聞いているかという今この資料、
0:47:36	今日のヒアリング資料の3と4ではそういう書き方になっていないので、どういう関係なのかなっていう、そういう疑問です。
0:47:50	四国電力嶋本です。大変失礼しました。今の記載が、本日提出させて
0:48:03	る資料が、
0:48:06	前回の資料もう1枚ペラの資料の記載になっておりませんでした。ちょっと趣旨としましてはこの前回の資料5、
0:48:19	こちらが最新になりますので、こちらの記載にしたいと考えております。
0:48:25	以上です。
0:48:26	はい規制庁イトウです。つまり今の、今日の資料3と4は反映漏れだということと理解しました。で、別にこれ、
0:48:38	今回の公表版で直したものはなくていいので次直してもらえればいいので、お願いします。
0:48:45	統一その上でなんですけれども、ですねパンクの許可の、
0:48:54	方、
0:48:55	の審査状況、
0:48:59	等とか、確認しつつ、
0:49:03	こうなってますという説明なんですけど、タンクの補足説明資料とかを見たりもしたんですけどちょっとそのまま、
0:49:13	何か、そのまま持ってきたような形ではなくて書きぶりが若干違っているようなところがアリエますというので、
0:49:23	すみませんちょっとこれは許可と設工認の違いというのも、やはり燃料体だからというのものもあるのかなとは思ってますけど。
0:49:35	ちょっと許可の方の、
0:49:39	フローと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:41	こっちのフローの値がEについて、どういう考え方でこう違っているのかっていうのを説明してもらえます。
0:49:53	四国電力の嶋本です。
0:49:56	はい。ご認識いただいてる通りここ設置許可のほうのフローと設工認のフローの違いとして、大きくは
0:50:08	このひし形に言うと二つ目のひし形になります。本工事の内容に関係あるものかっていうのが、設工認側のひし形になっておりまして、
0:50:22	設置許可の方は、ここがこのこの資料の注3の2ポツ目の内容。
0:50:32	設置許可の内容が、既許可の基準適合性の確認結果により適合していることが説明できない条文と、
0:50:42	せ説明できるか否かというふうになっているものと認識しています。ここが大きく違うところになります。
0:50:51	なぜここが違うのかっていうのがですね設工認の場合には実際設計だけではなく工事対象になりますので、
0:51:09	その補A許可、
0:51:12	の中で説明されているか否かだけでは、ちょっと説明しきれないというかですね、
0:51:21	端的に言うと注3の1ポツ名の部分です設計段階で確認する条文化、もしくは設計段階ではなく、
0:51:34	運転段階とかで確認するような条文があるのが、設工認の方の技術基準規則の条文としてありますので、
0:51:45	そこの差があることから、ちょっと設置許可側のフローと、設工認側のフローで全く同じものにはなっていないというところになります。
0:51:56	またただしがキーのところとしては、今回の燃料体の状況を踏まえて、追加したものでありまして、こちら伊東さんご認識の通り、
0:52:08	設置許可にはなくて設工認側ではあるものということになります。
0:52:14	以上です。
0:52:21	はい季節をイトウです。わかりますし、
0:52:26	ただ、
0:52:35	規制庁中です。
0:52:38	すいませんちょっと記載が修正が十分でないっていうところは、
0:52:44	ちょっと前回の資料をちょっと終えてないところあるんですけど
0:52:50	注3のところ、具体的にはどう直るっていうイメージなんですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:58	はい。四国電力島本です。えっとですね、この注3の2ポツ名の、本申請内容が過去の設計及び工事計画認可申請書の基準適合性確認結果に、
0:53:13	この影響を与える条文というのが、確認結果により、適合していることが説明できない条文という記載に変わります。
0:53:23	法が適合していることが確認できない状態。
0:53:31	に結果により、
0:53:35	適合していることが説明できない。
0:53:45	ん。
0:53:50	あ、わかりました。
0:53:52	それを踏まえてちょっと全体的な話をすると、結局前回位でのヒアリングの議論は事実確認ですか。
0:54:03	というところ言えば、
0:54:06	一応もともと設工認の方は
0:54:10	条文対照表の欄自体が
0:54:14	三つぐらい欄があったやつが、ちょっと複雑でよくわからないというところがあって、
0:54:19	一方で樹脂タンクの方で、
0:54:23	シンプルにですね、
0:54:26	アラームを、
0:54:27	を一つに絞ってるということでそれに合わせて、
0:54:32	直しますというところまではお聞きをされていて、ただ一方でその自主タンクの方はまだ、
0:54:38	審査中で固まってないところもあり、それはそれを踏まえて修正していきましょうと。
0:54:45	ということをお聞きしたかと思ってます。
0:54:48	一応自主タンクの方はある程度内容が固まってですね、
0:54:55	それを元にですねどのように整合性を図っているのかというところで、今回提出いただいた資料を確認したんですけど、
0:55:04	若干フローの書き方とかですね表現の使い方が合っていないというところがあってですね。
0:55:11	そこが本当にその真似をしたのかどうかというところがよくわからなかったところがあって一つのポイントは

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:18	何か影響を与えるという何か曖昧的なところがですね、地震の方はそういう曖昧的な表現をやめましょうというところで、そこは変わっていなかったのどうなのかというところについては今ご説明あった通り、
0:55:31	ここは修正漏れだということなのでそれはそれで修正をしていただいた内容でちょっと、
0:55:36	確認をさせていただいたと。
0:55:38	いうところで、
0:55:40	あとは
0:55:42	許可と工認についてはそれぞれ若干その位置付けが違うので書き方を変えてるっていうのはそれはそれで、
0:55:51	とりあえずは理解はしましたここであんまりカチツとしたものがなかなか作りづらいのかなというところは、
0:55:58	あるんですがそれを踏まえても、若干ちょっと何点かですね確認をしたいところがあって、
0:56:05	えーっと、
0:56:07	最初のし方は別年対象設備の適用条文かどうかの中にはこれこれ特段、
0:56:14	変わらないのかなと思っていて注3のところですかね。
0:56:21	どう、
0:56:22	これはだから、確認できない条文、
0:56:30	結局だから、
0:56:32	今日、
0:56:34	2ポツの意味合いなんですけれどだから、
0:56:37	やはり一応その、
0:56:39	既工認の内容から、
0:56:44	結局その巻購入内容で確認した結果、
0:56:50	もう範囲内かどうかってそう、そういう意味っていうことなんですかね、確認。
0:56:56	確認できない条文っていうのはちょっとなかなか、
0:57:00	すぐわかりづらい表現ではあるんですけど、
0:57:05	四国電力の嶋本です。はい。仲川さんご認識の通りですね既工認の適合の範囲内か否かっていうことになります。
0:57:18	その記載について、何をもちいて範囲内か否かっていうのを、基準、既工認の基準適合性確認結果、
0:57:29	それによってこの新たな所、今回の条文が適合している。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:36	ことが説明できないか否か。
0:57:40	過去の機構に結果により適合していることが説明できないのであれば、今回、適合性を確認、説明する必要があるので、0にしましょうという、
0:57:51	フローになっております。なので既工認の範囲内か否かっていうのと、既工認の基準適合性確認結果で説明できるか否かっていうのは、同じ意味かなと考えております。
0:58:07	以上です。
0:58:09	規制庁中です。意味合いは何となくわかるんですけどちょっと表現として、これが、
0:58:14	どうも何かわかりづらいっていうところは結局だから、
0:58:18	新たに燃料を導入するということでそれについては、関係する条文かどうかっていうのがまずあるんですよね関係する条文かどうかっていうところで、
0:58:31	その過去との比較ということなの。
0:58:34	ここ、範囲内こんん。
0:58:38	範囲内であることも一応確認は確認ということなんですよね。
0:58:44	へえ。
0:58:46	説明できない条文。
0:58:52	四国電力の嶋本です。はい。
0:58:58	今回、新しく燃料調達し、導入するとなった時に、新しい燃料体で、
0:59:09	その条文新しい、何かこう、
0:59:12	危険といいますかちょっと設計変更があったとなると、過去の既工認の範囲を超えて、既工認の確認結果では説明できなくなりますので、
0:59:24	それは、今回、何か移籍なりして適合性を確認する必要があるということで、左の 00 の方に落ちていくと。
0:59:35	逆に過去の設計の燃料と同じもの、
0:59:41	仮に例えばウランの
0:59:47	例えばですね
0:59:53	ウランペレット等の中身を変えましたと、熱出力とかいろいろ関係はしますと。
1:00:05	うん。であれば、熱出力に関する条文 23 条とかそういったものには 0 になりますと。ただ一方で、火災防護、火災の条文とか、そういったものには、
1:00:19	そのペレットの中身が変わったところ衛藤。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:26	笠井の条文としては既工認の適合性で打ち出し資料で説明できるのであれば、それは0ではなく、三角の方になって、
1:00:41	今回新しく導入する、その燃料の導入工事としては、関係のない情報になると、というような整理になるかなと考えております。
1:00:50	すいませんちょっとペレットが変わるとなると結構影響が大きいので背アノ01としては適切でなかったかもしれないですけど、イメージとしてはそういうものかなと考えております。以上です。
1:01:01	はい。支社長流す。多分ですねマルバツの結果自体は私はそんなにおかしいものではないかという。
1:01:08	気はしてるんですけどこの表現だけ見た時に確認できるかできないかは結局その
1:01:14	設計する内容によって、関係する条文については、
1:01:20	すでに既工認からの確認結果に
1:01:25	さらに追加する必要があるかどうかも含めての検討ということ自体が確認なので、
1:01:31	何かそれは結局、端的に言えばこれは、その本申請の工事家、
1:01:37	内容に関係する条文という一言なのかなと思っていてですね。
1:01:42	ちょっとあんまり表現のやりとりをしてもしょうがないんですか。けど、何か。
1:01:49	過去の結果確認結果で確認できるできないという表現自体がちょっとおかしいのかなと思いますがそこはいかがですか。
1:02:07	すいません四国電力の嶋本です。
1:02:10	そうですね
1:02:13	本工事の内容に書き、関係あるか否かというのを、今菱形のところマルバツしてしまして、本工事の内容に関係あるか否かというのが、
1:02:26	何をもって、本工事の内容に関係あるか否かとするのが、ちょっとわかりにくいかなというふうに考えまして、ちょっと注3をつけさせていただいた次第です。
1:02:40	この2ポツ目のところろろで、趣旨としては、事項2か、機構人の適用の範囲内か否かという確認する行為は、
1:02:55	あるんですけども、その確認した結果、既工認の範囲内だというふうに判断できるのであれば、それは工事の内容に関係ないというふうに整理できるのかなというふうに考えております。
1:03:11	だから結局行為の確認結果の範囲内かどうかという事なんですよ。そこは何か多分そういうことなんだろうと思いつつ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:20	何となくその確認結果に、
1:03:24	適合していることが説明できない条文という表現自体にちょっと引っかかったのかもしれませんが、わかりましたと、とりあえずはちょっと分かったとしてですねもし何か良い表現があればというところでちょっとそこは据え置きます。
1:03:36	あとは、追加的なんですけど、ただし書きがあつてですね
1:03:43	上記に該当しない場合であっても申請対象設備は法令改正等により、新たに要目表へ追加する設備である場合っていう、
1:03:53	両方表だけに限定してるって何か意味があるんでしょうか。別にその設備ということに限らずですね、本文自体に
1:04:04	等法令改正通り本文自体が変わる場合には該当するんじゃないかなっていう気、その基本設計方針とかも含めてなんですけれど。
1:04:12	どういうことかなと思って何か要望書に限る。
1:04:17	趣旨がよくわからなかったんですがそこはどういうお考えなんでしょうか。
1:04:23	四国電力の島本です。衛藤すいません、今回その要目表と記載させていただいたのがちょっと頭に燃料体っていうものがあつたため、
1:04:34	ちょっと要目表っていう記載にちょっと範囲が狭くなつていおりましたから、ご指摘の通り要目表設備、4、ああいう基本設計方針、基本設計方針の設備ですかね、要目表には登場しないですけど、基本設計方針では登場する設備
1:04:53	っていうのもございますので、ご指摘の通りちょっとここは要目表に限定するのではなく、本文本文とかそういう実際に修正するのが望ましいのかなというふうに考えました。
1:05:06	以上です。わかりました。そこはちょっと
1:05:11	網羅的というかこれは一応、
1:05:14	今回の申請は燃料体ではあるんだけどこれ自体は工事計画の手続きとしてのフローという全般的なことと言えば基本設計方針も含めてなのかなと思います全般的なものとしてこれ一応、
1:05:27	書いているという、工事計画全般としてという意味合いで書いてるという理解でよろしかったですかね。
1:05:36	四国電力の嶋本です。はい。ご認識の通りです。当社としましては工事全体、一般的なフローとして、これを社内で整理するほど、将来考えておまして、うん。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:50	ある工事が発生したときには、このフローに従って、判断していくということを考えております。なので、こちらの表現も、要目表だけでなく、基本設計方針という記載を追加する方向で、ちょっと修正させていただけたらと思います。
1:06:07	はい、わかりました。そこ全般的なフローとしての位置付けとしてですね適正数に、
1:06:14	記載のを検討していただければというふうに思います。
1:06:19	それから、その次の次の右下の 6 ページで具体的な
1:06:27	どの条文がまるで三角でバツでというような一覧表があるかと思うんですけれど、
1:06:35	ここもいろいろちょっとなかなか、
1:06:37	定義によって、変動はあり得るのかなと思いつつある程度のルールをもってですね、統一的に記載する必要があるかというふうには思っていて、
1:06:48	ちょっと気になったところとしてですね、
1:06:53	第 4 条の地盤から第五条地震、津波、
1:06:59	第 7 条自然現象というのところがあって、
1:07:03	この中で、
1:07:05	と地盤だけが三角となっていてですね。
1:07:10	これが何でその他が、その損傷の 567 と 0 の中で、地盤だけが何か位置付けが、
1:07:21	あんまり私は変わらないというふうに思っていたんですけれど。
1:07:26	等、
1:07:27	地盤については一応、そもそもの、ここに書いてある通り、既工認で一応確認する条文として確認をしていると、そういう位置付けでよろしかったんですか。
1:07:40	燃料体の場合は、
1:07:44	四国電力の嶋本です。そうですねはい衛藤期工認では炉心という設備区分です。
1:07:56	適合性を確認している条文に、この第 4 条の地盤は、既工認で適合性確認されている条文となります。
1:08:05	以上です。
1:08:06	それ多分ですね、ちょっと書き方が少し、他の条文と変わっていて、下が多分他の条文もですね

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:15	例えば第 6 条の津波なんかもう一応既工認で確認はしていましたって いう。
1:08:22	対象であり確認をしていましたっていう書き方になっていてそのあとの 結論がちょっと異なっていて、
1:08:29	地盤の方は設備の設置位置及び取扱場所を変更しないことから、
1:08:37	関係しないっていうふうになっていて、津波の方は、
1:08:41	だけど今回の申請は、
1:08:45	等、
1:08:46	新たに設備区分で要目表を追加するので見ますと言っていて、ここの何 か考え方が同じにもかかわらず、言い方を異なって三角と丸に分かれ るというのがよくわからなかったんですがそこは何か違いが説明でき るんでしょうか。
1:09:03	四国電力の嶋本です。ここの丸三角の考え方も先ほどのフローに従っ て整理しております。
1:09:12	衛藤地盤のところについてなんですけれども、これは第 4 条、適用条文 になりますと、
1:09:22	本工事の内容に関係あるか否かというところでこの
1:09:28	A、
1:09:29	注 3 の二つの舗数は該当しますと。
1:09:37	が該当しないです。
1:09:40	既工認で説明できているんで該当しないと、正しいというところに該当す るか否かで、今回丸と三角に分かれておりまして、第 4 条の地盤のた ころでいくと、この 2 ポツ、どちらにも該当しないので、
1:09:57	三角という整理をしております。
1:10:00	一方で津波第 6 条につきましては、防護すべき対象と燃料体はなっ ておりますので、ここに該当するというので、0 というふうにして おります。
1:10:14	それを踏まえて、この第 1 表の備考の記載については、記載を変えて おります。
1:10:22	以上です。
1:10:23	規制庁ナカセちょっと具体的によくわからなかったところなんですけどそ のただし書きのまず二つあって、申請対象設備の設計に関する条文か どうかであると、一応津波も地盤も同じ。
1:10:37	0 っていうことでよろしかったですよね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:43	四国電力の島本です。燃料体はですね設計に関する、燃料体の場合、その綱ミイダ外部衝撃っていうのは、設計に関する条文とは整理してありません。
1:10:57	ただ、一方で
1:10:59	下のポツの燃料体は防護すべき対象というふうを考えておまして、具体的に第、第 1 表の備考のところに、それを記載しております。
1:11:11	第 6 条津波であれば、下から 2 行目のところに、燃料体は、本設備が安全重要度分類クラス 1 機器であり、統合対象設備に該当すると。
1:11:24	いうことから、0 にしているものというふうになります。
1:11:30	設計に関する燃料の設計に関する条文というものは、具体的に第五条の時、地震とか、第 11 条の火災、10 条の安全設備、第 15 条の設計基準対象施設の機能、
1:11:46	19 条の流体振動と 23 条の増進、これが設計に関する条文というふうに整理しております。
1:11:55	以上です。
1:11:58	と、
1:11:59	あれ、そうすると、
1:12:03	谷中地盤の方もですね結局その地盤によってちゃんとその建屋が支持をされてその建屋の上にその炉心なりが支持されて、その中でその燃料、
1:12:15	タイというものがあってということで、必ずしも関係ないのかなとか、関係なくもないのかなということで、多分既工認では一応関係条文として、
1:12:25	丸をしていた中で何となく、
1:12:28	今回だけ急に、実は関係ないですというふうにも聞こえたんですけど、
1:12:33	一応何かそこは津波であればその防護する対象であるというふうに言っていて、
1:12:39	地盤についてもですね直接の防護ではないんでしょうけれど、間接的にその
1:12:46	しっかりと指示されたその構築物の中に燃料体があるということでは関係なくもないのかなと思うんですがそこは何か説明つくんでしょうかね。
1:12:59	四国電力の島本です。はい。ここのところ非常に整理が悩ましかった部分でして、
1:13:09	この第 4 条の地盤についてはおっしゃる通り地盤と、原子炉容器と炉心と燃料体というのは、繋がっていつているものにはなります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:22	うん。一方でその燃料体の、この設工認、燃料体を作るにあたって、この4条を今回燃料体を作るにあたってこの
1:13:35	第4条の地盤ってというのが、機構の説明、
1:13:40	設工認の中で説明させていただく必要があるのか否かという感じで考えた時に、この地盤については、既工認から状況が変わっていないと。
1:13:56	次、
1:13:58	燃料体は直接地盤とくっついていないところになりまして、同じ建物と同じ原子炉容器、同じ炉心の中で、
1:14:09	使われるものになりますので、燃料体には直接関係のないと、炉心とか建物とかそういったものは既工認でもうすでに確認。
1:14:20	第4条の地盤の中で確認されていますと。
1:14:23	なので、今回の燃料体の設工認にあたってはこの第4条の地盤っていうのは、既工認の中で説明できると。
1:14:33	設設備の設置位置や設備の取り扱い場所というのが変わっていないことと、今回の工事工事には関係がしないというふうに整理できるというふうに考えており、
1:14:47	産学と知っていおります。
1:14:50	同じように
1:14:52	同じ考え方でいくと津波とか外部衝撃も燃料の設計に直接関係のないもので、建屋、津波とかはその建屋の防護で守られていて、その
1:15:05	普通、津波対策をとられた建物の中で使われるものについては、その中で使う。
1:15:15	設置場所が変わらないのであればその
1:15:18	設備に直接影響、この期、期
1:15:25	条文、第6条の条文がヒットするかというところではないと考えておりまして、そういう意味では、第6条とか第7条は三角になり得るんですけども、今回の整理としては
1:15:41	安全重要度分類クラス1で防護対象設備に該当するということを踏まえて、0としているものになります。
1:15:51	以上です。
1:15:52	はい、規制庁ナカセなかなかそこら辺って、説明すればするほどですね多分。
1:15:58	六条と四条ってあんまり事情は変わらなくておっしゃる通りで
1:16:03	直接何か設計に関係するのかというと、直接は関係しなくて、なおかつ建屋なりでもう守られてるとか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:10	指示されてるとかということで、多分事情は同じだから、
1:16:14	そういうところで三角と丸が分かれるのは何となくこう、
1:16:18	せなんか一方が違う説明で一方がまた違う説明をしているような感じもしてですね説明の仕方は同じなんです結局、結論が変わってるってのはよくわからないところって
1:16:30	違いがあれば、何かクラスきとして、
1:16:37	選定されてるかどうかの違いですか。あとは、四条がその建屋という、
1:16:45	項目自体があんまり、
1:16:47	記載がないからよくわからないのかどうかですね何かその、
1:16:52	4 両と六条が産学都丸に分かれるという差別化が図れるような理由があるのではそれを明確にさせていただいた方がいいのかなと思いますけど何か。
1:17:03	辺記載を直すような余地っていうのはあるんでしょうか。
1:17:11	四国電力の嶋本です。そうですね第 6 条と第 7 条のところについて、
1:17:19	例えばその設備の設置位置と仮設設備の取り扱い場所が変更しないものの、
1:17:28	ただ、本設備が安全重要度分類クラス 1 機器で防護対象設備に該当することを踏まえ、今回、適合性を説明すると。
1:17:39	いう、その場所は変わらないんだけど、防護対象設備なのでフローに従って 0 としました。いうふうな、
1:17:49	説明を追加すればその四条と六条の違いっていうのがわかるのかなというふうに思いました。
1:17:58	場所が合わない。
1:18:01	形状流す場所が変わらないこと自体は多分 4 条と 6 章も変わらないのかとっていて、
1:18:07	だからあれなのかな。
1:18:10	若干なんか四条 0 にしちゃえばいいんじゃないかちゅう気がするんですけど、そういうわけにはいかないということですか。
1:18:18	和風電力にシマモトです。
1:18:20	そうですね四条 0 にすると他の立ち入りの防止とか、アクセス数とか、
1:18:28	そういうのも 0 になるんじゃないかとかいう、溢水とかもですね、何か
1:18:34	変な、
1:18:35	どこまでの対象が平賀広がっていくようなふうを考えておまして、四条 0 ではないというふうに考えております。あくまで今回の燃料体を作るといふ工事においては、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:48	既工認の範囲の中であれば、今回設工認の中で説明対象となる条文ではないというふうに整理するのが良いかと考えております。以上です。菅記者城ナガエ関係するかしないかってそういう判断だとは思いますが、だから結局関係するかしないかと。
1:19:08	定義はどうかっていうと結局またフローに戻って、
1:19:12	フロー上見ることでちゃんとその三角であり0であるということがわかるような、条文整理表の書き方をしていれば、
1:19:21	それはそれでいいと思うんです。ちょっと今の段階だとなかなかわかりづらいと思いつつもあんまりここもですね結局はその言い方だけの問題なのかなと思ってあんまりこだわるところではないんですけど、
1:19:33	少しより何か明確にですね差別化が図れるような表現があればですね、ちょっと検討いただければと思います現状、このままでいうのもあるのかもしれないですけどちょっと、
1:19:44	問題意識だけちょっと、今日はお伝えしますのでもし何か、
1:19:48	変更のする何か余地があるようであればですね、このフロー、或いはその条文整理表の書き方を含めてですねちょっと、
1:19:57	ご検討いただければと思いますがいかがでしょうか。
1:20:03	四国電力の嶋本です。はい、承知しました第4条と第6条の違いについて、何か記載できないか検討したいと思います。
1:20:15	以上です。はい。基本的にはそんなに
1:20:19	考え方が無アノン、まるっきり違ってるというふうには思わないのでですね、あんまり、
1:20:25	抜本的に変えるとか外来とかそういうレベルではないかと思っておりますので少しそのより違いがわかるようなですね少しの修正が、
1:20:35	あるのかどうかそういうところの程度感でですねちょっと検討いただければと思います。とりあえず以上です。
1:20:49	はい規制庁伊藤ですよろしく申し上げます。
1:20:53	ちょっと今、クラス1機器であるっていう話で、
1:21:00	ちょっと関連したんですけど、
1:21:03	申請書を見るとですね、がた。
1:21:08	この申請書には、今見てるんですな。ページ数が、
1:21:13	ローマ数字2の、
1:21:15	1-8-83で、ここはクラス機器クラスは書いて、バーになってるんですけど、
1:21:24	それ、ここは書かないっていうことでいいんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:09	四国電力の嶋本です。
1:22:12	藤そうですね次のページの右下へと、2-1-8の85ページになります。
1:22:23	来庫数で書くべき、くらう。
1:22:29	略語としてクラス1カラーンなるんですけども、これらには該当しないためバーとし、該当しないとか一番下のバーに該当しますので、
1:22:42	バーとしているものになります。
1:22:46	以上です。
1:22:48	規制庁イトウでそうすると、この表、表、
1:22:53	表ではクラス1では、表の定義はクラス1ではない。
1:22:59	ですと、
1:23:00	でもクラス1機器ではある、ある、実際はそうですっていうそういう話ですか。
1:23:17	四国電力の嶋本です。すみませんちょっとこの箇所について、私の今の認識では、
1:23:30	このクラス1はまた、第1表の方で説明している安全重要度分類クラス1とはまた違うものちょっと認識していたんですけどちょっと、
1:23:42	そこはわからなくなってしまったので、すみません確認させていただけたらと思います。
1:23:48	はい。規制庁井藤です。わかりましたご確認をお願いします。はい。
1:23:56	と、
1:23:59	それでは、コメントNo.14、
1:24:05	のところは以上としたいと思います。
1:24:09	次に行きたいと思います。コメントナンバー、
1:24:14	ここは15から17。
1:24:17	ですかね十九条、流体振動のところになりますと、
1:24:23	まず、ナンバー15のところは、既工事計画の日付と番号を書いてもらいましたということでそっちしますと、
1:24:35	16番ですね、今回修正の考え方。
1:24:44	ですから、資料、
1:24:46	をもらってますけれども、
1:24:49	資料、
1:24:52	5でいうと、
1:24:57	資料5のミス等、
1:25:00	7ページ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:02	ですかね。
1:25:04	はい燃料体とそれ以外で分けて、
1:25:10	記載すると。
1:25:12	で、いうところで、
1:25:16	ちょっと確認なんですけれども、これって変更前の記載でも間違いではない。
1:25:25	ですよ。
1:25:31	四国電力の嶋本です。はい。間違いはないと考えております。ちょっとわかりにくいというだけではありません。
1:25:42	結局この燃料体っていうのが、流体振動または温度変動っていうのでまたはで繋がっていて、どちらに該当するのかわからないっていうのが、
1:25:54	変更前の記載だったんですけれども、変更後でそれを明確化したというものになりまして、あくまでメーカーですので、どちらも、
1:26:05	間違いはないというふうに考えております。
1:26:09	はい。規制庁井藤です。わかりました。それでこの記載を明確化。
1:26:19	明確化というのか適正化というのがしているというところで、
1:26:26	ここについては、何かこちらから指示を出すようなものではないんですけど衛藤君は
1:26:36	菅。
1:26:37	やり方とす。
1:26:41	やり方をちょっと考えてみたときですよ。例えば
1:26:46	前、変更。
1:26:49	前のところろ、
1:26:51	明確化なり適正化するみたいな形で、今日この後、
1:27:01	平素補助のところ、
1:27:02	でも出てくる話と同じような感じですけど、例えばそこで、
1:27:07	変更前のところで、書いて、明確化とか適正化、
1:27:14	という注をつけるっていうそういう、
1:27:17	やり方もあるような気はするんですけど、粗相はしなくてやっぱりここは前後で変えて、
1:27:25	変えたとすると、改造という位置付けになると思うんですけど、そういうことを、
1:27:32	方針としては考えてらっしゃるっていうそういうことでしょうか。
1:27:42	すごく電力の島本です。ご指摘の通り、ちょっと
1:27:48	変更前変更後何か追加のよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:54	追加のことを変えているとかそういうものではありませんので、確かに品証のところでも書いていたような
1:28:05	す。
1:28:06	ここ、注釈を振って対応する方が適切だと。はい。考えます。ですので、はい。ご指摘いただいた通り、
1:28:16	注射腔するやり方に修正させていただけたらなと考え、思いますのですけれども、よろしいでしょうか。
1:28:30	規制庁仲です。ちょっとよろしいかどうかは別にうちが判断するものでもなくてですねそちらのスタンスとしてこれの位置付けをどう考えるのかなんですけど、今のですね
1:28:43	資料5の修正案、編、修正案ですか。
1:28:49	これもちょっと今の方針、今後、記載の方針ですけど、
1:28:55	変更後にこういうふうに新しく書くのであれば会場なのかなというふうに見えたんですけど、
1:29:02	御社の考え今聞いた限りでは、これは別に、変更前も間違いではなくてあくまでも記載の適正化であるということであればですね、
1:29:12	そういうことがわかるように、記載をしていただくことかと、いうふうに考えてます。
1:29:18	そういうことってよろしいですかね。粗相であればどのように
1:29:23	修正をしようと思っているのかというところをですね少し
1:29:28	ご説明いただければと思うんですが。
1:29:31	いかがでしょうか。
1:29:35	四国電力の嶋本です。はいご認識の通り、ここは改造ではございませんので、衛藤。
1:29:44	変更、変更前変更後という記載の仕方ではなく、変更前のところに注釈を振って、
1:29:54	このような記載に適正化しますと、この今のイメージではこの変更後のここにある記載を変更前に持っていきまして、
1:30:05	そこに注釈を振りましてその注釈の中身に、既工認ではこういう記載をしていたと、いうのを注釈として降りたいと考えております。
1:30:17	以上です。
1:30:18	はい、規制庁ナカセアノイメージはわかりました。そういう位置付けであればその位置付けに基づいて今のようですね、ちょっと修正が必要であれば方針の修正ということですね少し、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:31	ご検討いただければと思います。基本設計方針で注意書きっていうのは、それは多分前例、記載の適正化ってのは前例が、
1:30:38	多分あったかと思いますがちょっとそういう前例も踏まえてですね適切にですねどういう位置付けかわかるように、記載をし、方針の記載の修正をいただければと思います。以上です。
1:30:55	四国電力島本です。はい。ご指摘ありがとうございます。はい。対応させていただきます。
1:31:02	はい。私、規制庁伊藤ですよろしく申し上げます。すいませんその上でコメントの 17 番のところで、
1:31:14	ところについてなんですけど、
1:31:16	えっとですね、ご回答いただいて、
1:31:20	温度変動能 19 条の温度変動に関する要求事項を考慮不要ということで、
1:31:29	とありまして、まず、
1:31:33	まずうですね、さっきの、
1:31:38	押さえまでのところの話と同じなんですけど、よくこの 19 条のところの整理っていうのは、
1:31:47	大事な情報かなと思ってまして、ここの温度変動の、ここで不要というところについては、補足説明資料の方で、
1:31:58	書いてもらいたいなと思って、
1:32:01	います。
1:32:04	書き方はちょっとお任せするようなところもあるんですけど
1:32:12	城部長が整理表か何かの移行、十九条の備考欄で、
1:32:18	本当へ温度変動については、ここで社内的なことを書いて注をつけて、
1:32:27	今回の間、コメント管理表の内容を書くとか、そういった、
1:32:32	ことも考えられるかなと思っていますけれども、
1:32:35	まず、この、
1:32:38	そういう補足の方に入れるっていうことは、可能でしょうか。
1:32:44	四国電力島本です。はい承知しました補足説明の資料の方に記載させていただきます。
1:32:52	はい。以上です。はい、ありがとうございます。それから 19 条については、
1:32:59	補足の
1:33:03	条文整理表、
1:33:05	についてなんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:07	2004年4月の2年間の耐震性に関する説明書において確認しているというの、
1:33:17	すいませんちょっとさっきの、
1:33:20	話とかぶるんですけど、これは温度変動。
1:33:25	ええんんの話はなくて流体振動をこのとき確認してるってということですかね。
1:33:40	すいません四国電力嶋宇都ですすみませんちょっと音声が見られたみたいでして、すいませんもう一度お願いします。はい規制庁伊藤です。この、
1:33:51	19条、条文整理表の19条のところの2004年4月の認可っていうのは、流体振動、
1:33:58	だけ、確認してる。
1:34:01	では温度変動については見ていないという理解でいいですか。
1:34:08	四国電力シマモトれず、はい。ご認識の通り、流体流体振動のところについて確認しております。以上です。
1:34:17	瀬戸イトウです。はいわかりました。その時って耐震性の説明書、
1:34:25	何か19条の解釈にあるような何か指針とか、
1:34:30	見ながらそういう説明が入ってるってということなんで、
1:34:36	でしたっけ。
1:34:39	四国電力の嶋本です。
1:34:41	19条の解釈のところにつきましては温度変動に関する説明しかなくてですね、
1:34:55	流体振動については耐震性に関する説明書の増井力新藤っていうことを、
1:35:05	西暦振動による応力というのを評価して、他の地震による応力とか運転中にかかる別の応力、そういったものを
1:35:18	合成して、それが被覆管の耐力以下であることを説明しているものになります。そこでそういう力振動による応力っていうのが出てきまして、そこで流体振動によって、す。
1:35:32	振動が生じますのでそこにかかる応力を考慮されているというものになります。以上です。はい水陸深度能力は、それは何か、前のヒアリングで聞いたかもしれないっすねと。わかりました。はい。
1:35:46	ありがとうございます。
1:35:51	はい。
1:35:54	あと、19条のところは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:58	規制庁がよろしいですか。はい。なければ、はい。すいませんじゃなければ、
1:36:04	次に行ってですね 18 番の設定根拠の説明書のところですけども
1:36:17	はい。
1:36:20	規制庁の中です。18 番の設定根拠説明書に関するところにつきまして、
1:36:28	とりあえずご回答は、理解はしつつということで、
1:36:36	と、
1:36:37	最終的に、
1:36:39	今の記載のままというのは結局は、
1:36:45	私が把握してる限りですと 11 月 25 日に提出した資料の中で、
1:36:52	一応設定交響説明書に関する添付の要否ということで、実用炉別表第 2 定める。
1:36:58	記載事項の設定根拠に該当するものは 1 回目不要ということに、
1:37:03	なってるかと思って菅湖これが現記載ということでもよろしかったでしょうか。
1:37:11	四国電力の島本です。はい。ご認識の通り、11 月 25 日の時のヒアリング資料の記載の通り、ものが最新の元記載のものというふう、現在のものになります。以上です。
1:37:26	はい。規制庁仲です。ちょっと心、このコメントの形も踏まえるとそもそもは一番最初の案ですとその設定根拠、今日、
1:37:37	に影響を与えないというようなですねちょっとわかりづらい表現だったところがあったのとあとは
1:37:45	要目表、今回対象となる要望表該当するのかどうかその 2 点がいろいろとやりとりがあったかと思えます。その中で、まず該当するかしないかについてはいろいろ経緯、これまでの経緯とかですね、
1:38:00	関係するガイドなり過去の例とかそういうものを踏まえると、今回は該当しないというのはそこはそこで理解しましたと。で、具体的にどうなっていたという中、
1:38:12	議論の事実確認の中でですねそれは別表第 2 の、具体的に書いてますよということでそこを列挙するかどうかみたいな話で少し記載が盛り上がってですね結果的に今のような記載になったかと思ってます。
1:38:25	これはこれで私は
1:38:28	とりあえず、これまでの事実確認を踏まえてのですね、
1:38:32	不

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:33	結果を踏まえても間違いではないかとは思いますが少し
1:38:38	他の添付書類の様式に比べると少し下、記載が結構、
1:38:44	膨らんでしまってるかなというところがあるですね単に言いたいところは本申請内容はその設定根拠に該当するものがないため不要という一言で済むのかなと思っていてですね
1:38:55	GR則別表第2 定める設備記載事項のとかいうところがですねそこまで書く必要もあるかないかどうかってのはちょっと、
1:39:04	そこはもうそちらにお任せしたいと思いますちょっと他のとのですね横並びを見てですね、程度感も含めてですねもし何か、
1:39:14	変更があれば、ご検討いただければと思いますがいかがでしょうか。
1:39:21	四国電力の嶋本です。承知しました。ちょっとこの記載については他の記載との横尾奈良B。
1:39:31	ちょっと図ってし、今の記載でいいのか修正した方がいいのかちょっと検討したいと思います。以上です。はい。規制庁仲ですよろしくお願ひします。
1:39:45	はい規制庁伊東です。コメント10、あ、ごめんなさい
1:39:50	コメントの18については以上です。で、次に行きましてコメント19について、ノーアクションレターに関する説明をし、
1:40:03	資料5、5と6で加えてもらいましたと。
1:40:08	それで
1:40:09	記載、
1:40:12	の、
1:40:13	ちょっと1点だけ言っておきたいところが、この4、備考欄に書いてある赤字の部分が、
1:40:23	どこと紐づいているのかっていうのがちょっと
1:40:28	わかりづらい、わかりづらいというか書いてないかなというのがありました
1:40:34	例えば何か
1:40:37	他のところにも、
1:40:40	いや我々はタイプBの4、4.1のところなんてのは来るんですけど他、他にも、
1:40:47	4.11%っていうのは出てきているので、そこ。
1:40:53	素行、そこじゃないよっていうことを示すにはちょっと紐づけが必要かなと思っています。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:01	それでちょっとルール書き方のルールについては、すいません私あんまり詳しくないんですけど、
1:41:10	実線。
1:41:11	実線なのか破線なのか、波線にして、
1:41:16	②で整合性のところで、②で書くのか或いは、実線のままで、途中という か、もともと中があるので、
1:41:26	米印とかにするのかもしれないんですけど、実線のままで、米印でつける のか。
1:41:33	ちょっとやり方ワー等、
1:41:37	お話しすけれどもちょっと紐付けというのをさせていただければなと思います。 可能でしょうか。
1:41:47	被告電力カワモトです。ご指摘の通りですね赤字の備考欄については
1:41:55	左側の施行日工事の計画該当事項という列のどこに該当するかっていう、 イシモリがされてませんので、書き方については、検討、
1:42:05	したいと思うんですけども、
1:42:08	注記というか番号を振るなり線を引いて工夫するなり、樋門、どこが意 図するかっていうのがわかるような記載に改めたいと思います。
1:42:19	以上です。
1:42:21	はい、ありがとうございます。
1:42:33	規制庁伊藤ですちょっと1個だけ
1:42:37	今の説明だと、許可との紐づけが、
1:42:42	要請許可のドコツとの、
1:42:45	関連を考えてるのかっていうのがちょっと、
1:42:48	コガとわかりづらいのかなというのがあって許可の方にも
1:42:54	0なのかまで南波なのか、
1:42:58	米なのかわかりませんがその紐づけをお願いします。
1:43:06	はい。承知しました。拳カーで、すいません、衛藤積極工事の計画該 当事項でいうと2の主食う燃料が該当するのはタイプBの二酸化ウラン燃 料体というところと4.10という濃縮度のところになります。
1:43:23	ですご指摘の設置許可カーが許可の方ですと約480%以下という 取替燃料の濃縮動、
1:43:31	の記載が該当しますのでここについてもきちんと紐づけができるように、 番号を振るなり中期フルなり
1:43:39	駅再検討をしたいと思うんですけども適切な記載に直したいと思いま す。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:09	衛藤四国電力川元です。すいません先ほど回答させていただいたんですけども聞こえてましたでしょうか。
1:44:22	ごめんなさいマイクで忘れてました。ノーアクションレターの許可にも紐付けますというところで拝承ですはい。
1:44:32	すいません次のコメント 20 に移ります。
1:44:36	はい。規制庁鈴木です。資料 1 のNo.20 の、
1:44:41	回答のところですけど、
1:44:44	もともと確認をしたところが、この回答のことを、内容を示していますよってところは理解した上で、
1:44:54	聞いていましたので改めて確認をしますけれどもまず、
1:45:02	本文の、
1:45:04	工事の方法のところっていうのはA型の申請書でいうと、
1:45:10	ローマ数字 2 のアラビア数字 1-9-1 ページから、
1:45:18	1 の、
1:45:19	9 の、
1:45:22	13 ページのところまでですけども、ここは、
1:45:27	工事の方法ということで、
1:45:32	2 ポツで検査の方法について、
1:45:36	どういうふうに検査をしていくかっていうところを、
1:45:41	説明をしていると、それが主で、
1:45:46	と確認をしていたところは 3 ポツの、
1:45:50	工事上の留意事項というところですのでまず、2 ポツに書いてあることではないことが 3 ポツのところ、
1:45:59	書いてあるというふうに理解していました。それを踏まえて、
1:46:05	資料 1 のNo.20 の回答を読むと、
1:46:11	確認をしていたところの 3 ポツ、2 の、
1:46:17	李ポツこう、
1:46:19	ここの、
1:46:20	ところっていうのは、
1:46:23	工事の工程管理の、
1:46:26	話として総合的に書いてるところですっていう。
1:46:33	回答になってるんですけども、だとすると、
1:46:37	申請書の
1:46:41	1-9-12 ページの 2.4 の品質マネジメントシステムに関わる検査、
1:46:47	これって、工事の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:50	管理について、
1:46:52	もう検査を、
1:46:54	してると思うんですけど何か重複記載になってるような気がして、
1:46:59	なぜ重複してわざわざ工事上の留意事項として、
1:47:05	工程の管理っていうのを書かなきゃいけないのかっていうところだけちょっと説明をしてもらえますか。
1:47:15	四国電力の島本です。はい。ご指摘のところを説明させていただきます。まず工事の方法という項目としては、
1:47:26	一番が工事の手順で2番が指示権の方法で、3、3番が工事上の留意事項で、
1:47:36	2ポツの主事件の方法の中にある2ポツ4、9、品質マネジメントシステムに係る検査っていうところで、QA検査ですね
1:47:48	これで工事管理についても、QA検査の中で管理しているということになります。
1:47:56	ここではあくまで工事が工事をやる前なのか、また工事が終わった後にそのQA検査の中で、これまでやってきた工事が適切だったのかっていうのを、
1:48:09	QA検査の中で管理、検査すると、中身に工事管理も含まれているというものになります。
1:48:16	一方で3ポツで言ってるのは工事上の留意事項を記載しておりまして、これも工事をするに当たって、留意しないとイケない事項を書いているものになります。
1:48:28	で、ここはその工事を類似する事項として、工程管理も記載しているものになりましてそういった意味で、検査時に確認するものと、工事、
1:48:40	を実施していくにあたって下留意するべき事項ということで、重複してるようになりますつけ。見えますけれども、
1:48:51	時期が違うと申しますか、やってる活動としてはまた別のものというふうに認識しております。以上です。
1:49:00	規制庁鈴木です。いわゆる工事の定義なんですけど、
1:49:05	工事っていうのは、
1:49:09	結局、
1:49:11	使用前事業者検査やって、検査合格するところまでが工事だと思ってるんですけど今の説明だと、
1:49:20	そうではなくって、検査試験1使用前事業者検査をやる。
1:49:26	手前までの、実際に

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:31	施行する。
1:49:34	物理的に、
1:49:36	工事しているところまでが 2.4 の範疇。
1:49:41	であって、検査試験、試運転のところは、
1:49:47	これはその 2.4 の工事管理の中には入らないってことを今言われたんですか。ちょっとそこはよくわからなくなっちゃったんで、もう一度説明お願いできますか。
1:49:59	はい。四国電力嶋本です。すいません説明が不スターで申し訳ありませんでした。ここで工事というものは実際に、
1:50:09	手を動かして物を作る工事もありますしそれだけでなく、検査、検査試験試運転する、その段階の活動も工事というふうに考えております。
1:50:23	なのでこの 2 ポツ 1 とか 2 ポツ 2 とかで出てくる機能または性能に係る検査とか、その構造強度、漏えいに関する検査、こういったものも、
1:50:36	工事の一部になります。
1:50:39	そういったものを実際物作りしていくにあたっては、各段階で工程管理し、しまして、
1:50:51	再最後に、QA検査として、それまでの工事管理が適切だったのかというのも確認すると。
1:51:00	なので、衛藤。
1:51:04	控除、これから物作りをするってなった時には実際のものづくりの工程と、その各種の各段階での試験検査、
1:51:16	そういったものも、その工程も管理しますし、やってる最中その管理をしますし、その後に実施されるQA検査においても、その工程管理が適切だったのかという観点で、QA検査も実施するということになります。
1:51:33	以上です。
1:51:36	はい規制庁スズキでそうするとやっぱりですね 3 ポツ 2 の、
1:51:40	dポツ行って、
1:51:42	2.4 と重複してる気が。
1:51:45	してですねちなみにdポツを除いた、ポツbポツcポツポツF-IV辻井ポツも、
1:51:52	2 ポツの検査の
1:51:54	中とかですね。
1:51:56	関わってくる。
1:51:58	話なんですか。
1:52:00	中身読んでると。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:02	まず 1 ポツとか 2 ポツに関係ない、いいけど、やっぱり留意しておかなきゃいけないことが 3 ポツに、
1:52:11	書いてあるような気がしてただ、dポツだけなんか、これ重複感があるなっていう、
1:52:17	気がしてですね、何かちょっと、なぜそこだけ重複して書かなきゃいけないのかっていう、
1:52:23	疑念から聞いているんですけども。
1:52:28	もう一度ちょっとそこ、そこをもう 1 回、私の認識が違うのか。
1:52:33	それともやっぱ重複してとりあえず書いてますだけなのかちょっとどちらなのかちょっと説明お願いします。
1:52:41	四国電力の嶋本です。はいご指摘の通りこの 3 ポツ 2 ポツ、Dのこの工程の管理というのが、一部、
1:52:53	具体的に 2 ポツ 4 の旧検査のやつものと若干重複している部分はございます。ただ一方で検査もQA検査だけではなくてですね、2 ポツ 1 とか 2 ポツ 2、2 ポツ 3 の検査もありまして、
1:53:11	その検査で何を見るのかっていうのは、あくまで物作りと、それが技術基準に適合しているかどうかっていうところを判定基準にして、ものづくり検査をしましてそこに法定管理っていう要素は入ってございません。
1:53:26	なので衛藤さんと津で書いている内容については、2 ポツ 4 の土曜に一部重複してる部分はあるんですけども、それは全部押さえた工程管理の話ではございませんので、
1:53:39	3 ポツ 2 の工事の留意事項のところにおいても、工程管理っていうのは書くべきというふうに考えております。
1:53:47	以上です。
1:53:49	規制庁鈴木ですそうするとですね。
1:53:52	3 ポツ 2 のdポツの、
1:53:55	検査試験等の各段階における工程を管理するってのはわかるんですけど、
1:54:01	施設の状況に応じてっていうところだけフォーカスする意味合いはちょっとよくわからなくてですね。
1:54:08	結局、ここは従来そういうふうに書いていたので、同じように書いていますというだけのこと。
1:54:15	だけであればそうですか。重複して書いてたら駄目だっていうわけじゃないので、
1:54:20	そのぐらいですっていうことであればわかりますけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:25	とはいえ今回何か書き直してるわけですね。
1:54:29	だから、何か重複度合いをさらに加速させてるような、
1:54:33	気がするので、何か、
1:54:36	あえて何か書いとかなきゃいけない。
1:54:40	ことなのか、それとも単純に重複して書きちゃっていることなのかっていうと後者だっていう理解でよろしいですね。
1:54:53	四国電力の嶋本です。はい後者になります。一部重複してる部分あるんですけども。はい。今回
1:55:03	記載の適正化ということで、工程の管理という形にさせていただきたいと考えております。
1:55:10	以上です。はい。規制庁都築です。理解しました
1:55:14	重複して書いてますってことだけ。
1:55:16	回答欄にもう少し書いといてください。以上です。
1:55:35	今の回答欄に追加というところはよろしいですか、四国電力側。
1:55:47	四国電力、河本です。承知いたしました回答欄に追加しておきます。以上です。
1:55:55	はい。規制庁の伊藤です。わかりました。そうですね。
1:56:05	時間が来てしまったので、これで、
1:56:09	終わりにしたいと思いますけれども
1:56:18	そうそう、すいませんちょっと1個だけ追加させてください。挙力セ、ちょうど許可整合の説明書のところで、
1:56:28	ちょっと1ヶ所気になる点があったのですけれども、
1:56:34	方の方ですね、方の方で、
1:56:40	ところ、今回の資料で言えば資料5の、
1:56:43	ちょっとまた、
1:56:46	資料5の、
1:56:57	右した、
1:57:00	ドキュ、10ページか。
1:57:02	10ページで、
1:57:05	被覆管材料のところで、
1:57:09	今回の工事計画じゃなくて許可の添発の方なんですけど、ジルコニウム。
1:57:16	鈴途轍糖尿部のジルコニウム合金ワイアの一番下に書いてある5件を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:22	とそ材料のところ、3番目が、クロムになってるんですけどもこれってニオブであるべきところが間違っ書いてあるって理解でいいですか。
1:58:00	四国電力河本です。衛藤。はい。この記載については確認させていただきたいと思います。
1:58:12	確認の結果ですねもし誤記等であれば、次のヒアリングのタイミングで同じ資料を出すときに、記載を訂正させていただきます。
1:58:22	以上です。規制庁井藤ですわかりました動きリアルばどっかのタイミングで許可のテンパチも青ソフトになるとは思いますけど、実際資料上で
1:58:35	誤記であることがわかるようにちょっと追記してもらえればと思っております。
1:58:39	はい。
1:58:40	それでは、ヒアリングは以上としたいと思いますけれども、規制庁側から何かありますか。
1:58:52	いいですか。
1:58:53	四国電力側から何かありますでしょうか。
1:59:01	中国電力嶋です。特にございません。
1:59:04	はい、えっとですね、本当は時間あれば振り返りをしたかったんですけども、ちょっとそれは後から東京支社形でどうなのがあったかというのは、共有してもらえればと思います。
1:59:18	ていうのが一つと、あと資料の提出については、いつごろをめどに考えてますでしょうか。
1:59:28	結構幾つか今日あったと思うんですけども、
1:59:33	こちらとしては、ちょっとペースを上げていきたいなと思ってはいるんですけども、はい。
1:59:40	帰国電力カワモトです。
1:59:44	はい、衛藤、1週間。
1:59:48	約2週間後の1月27日ちに資料提出。
1:59:53	というのはいかがでしょうか。
1:59:59	はい。
2:00:00	はい。
2:00:03	規制庁伊藤ですめどについては承知しました。上、
2:00:08	資料の提出とか、次のヒアリングの日程については東京チャーを通じて調整させてもらえればと。
2:00:15	思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:16	はい。
2:00:17	それでは、今日のヒアリングは以上としたいと思います。ありがとうございました。
2:00:26	はい、ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。